

第 7 6 0 号
平成29年11月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	35	2
告 示	番号	頁数
・公示送達について	375	11
・放置自転車等の保管について	376	11
・放置自転車等の保管について	377	11
・放置自転車等の保管について	378	12
・放置自転車等の保管について	379	12
・放置自転車等の保管について	380	13
・放置自転車等の保管について	381	13
・放置自転車等の保管について	382	13
・放置自転車等の保管について	383	14
・公示送達について	384	14
・抑留犬の公示について	385	14
・放置自転車等の保管について	386	15
・放置自転車等の保管について	387	15
・放置自転車等の保管について	388	16
・放置自転車等の保管について	389	16
・公示送達について	390	16
・放置自転車等の保管について	391	17
・公示送達について	392	17
・放置自転車等の保管について	393	17
・放置自転車等の保管について	394	18
・放置自転車等の保管について	395	18
・放置自転車等の保管について	396	19
・放置自転車等の保管について	397	19
・放置自転車等の保管について	398	19
・放置自転車等の保管について	399	20
・天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正について	400	20
・放置自転車等の保管について	401	26
・放置自転車等の保管について	402	26
・放置自転車等の保管について	403	26
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	35	27
・一般競争入札について	36	30

・一般競争入札について	37	34
・農用地利用集積計画について	38	37
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	11	37
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	37	37
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所の場所について	38	38
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所について	39	38
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市開票区の場所及び日時について	40	38
・衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	41	38
・衆議院議員総選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	42	38
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	43	39
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	44	39
・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	45	39
・衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について	46	39
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	5	39
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	6	40

規 則

(平成29年10月18日揭示済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年3月天理市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「次の事項に同意した上で、上記」を「上記」に改め、

「

- (1) 受給資格判定のため、必要に応じて公簿等の閲覧を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険証、ひとり親家庭等医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。

」

を削り、

「

(裏面)

医療費助成申請のための個人番号利用届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所 印
氏名
電話番号

医療費の助成の申請に必要なため、下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

申請者等個人番号記入欄		
氏名	続柄	個人番号

を
「

(裏)

同 意 書

年 月 日

天理市長 様

申請者等個人番号記入欄		
氏名	続柄	個人番号

を「

」

(裏)
同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、次の事項について同意します。

- (1) 受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険者証、乳幼児医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。

記

申請者	氏名	
	生年月日	
	住所	
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
扶養義務者	個人番号	
	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
扶養義務者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
	申請者との続柄	
	氏名	
扶養義務者	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
	申請者との続柄	

	個人番号	
--	------	--

に改める。

様式第2号中「次の事項に同意した上で、上記」を「上記」に改め、

「

- (1) 受給資格判定のため、必要に応じて公簿等の閲覧を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険証、子ども医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。

」

を削り、

「

(裏面)

医療費助成申請のための個人番号利用届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所 印
氏名
電話番号

医療費の助成の申請に必要なため、下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

申請者等個人番号記入欄		
氏名	続柄	個人番号

を
「

(裏)

同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、次の事項について同意します。

- (1) 受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険者証、子ども医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。

記

申請者	氏名	
-----	----	--

	生年月日	
	住所	
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	

」

に改める。

(天理市養育医療の給付に関する規則の一部改正)

第3条 天理市養育医療の給付に関する規則(平成25年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

世 帯 調 書

受給資格の判定及び徴収基準月額の決定に必要なため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うことに同意します。

申請者氏名					本人氏名						
本人の属する世帯構成	世帯構成員名	乳児との続柄	性別	生年月日	階層区分	所得税額	個人番号				
世帯外扶養義務者	氏名										
	住所										
	氏名										
	住所										

注1 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に乳児に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

2 この調書には、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合にはその証明書、その他の場合には所得税の証明書を添付してください。

(天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第4条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年10月天理市規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「次の事項に同意した上で、上記のとおり、心身」を「上記対象者に係る心身」に改め、

- 「
- (1) 受給資格判定のため、必要に応じて公簿等の閲覧を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険証、心身障害者医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。
- 」

を削り、

(裏面)

医療費助成申請のための個人番号利用届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所 印
 氏名
 電話番号

医療費の助成の申請に必要なため、下記のとおり個人番号を届け出ます。
記

申請者等個人番号記入欄		
氏名	続柄	個人番号

を

(裏)

同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、次の事項について同意します。

- (1) 受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うこと。
- (2) 高額療養費の支給を受けることができる場合、医療機関等が被保険者証、心身障害者医療費受給資格証及び診療情報等の写しを徴し、市長に提出すること。

記

申請者	氏名	
-----	----	--

	生年月日	
	住所	
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	

」

に改める。

(天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第5条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年12月天理市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「。また、受給資格判定のため必要な事項について公簿等で確認されることに同意します」を削り、

「

(裏面)

医療費助成申請のための個人番号利用届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所 印
氏名
電話番号

医療費の助成の申請に必要なため、下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

申請者等個人番号記入欄		
氏名	続柄	個人番号

を「

(裏)
同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うことに同意します。

記

申請者	氏名	
	生年月日	
	住所	
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
扶養義務者	個人番号	
	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
扶養義務者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
	申請者との続柄	
	氏名	
扶養義務者	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ
	個人番号	
	申請者との続柄	

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正前の天理市養育医療の給付に関する規則、第4条の規定による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第5条の規定による改正前の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正後の天理市養育医療の給付に関する規則、第4条の規定による改正後の天

理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第5条の規定による改正後の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

告 示

(平成29年10月6日揭示済)

天理市告示第375号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月6日揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月6日から平成29年12月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年10月6日揭示済)

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、

なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年10月6日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町731番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月6日から平成29年12月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月10日揭示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月10日から平成29年12月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月11日揭示済)

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月11日から平成29年12月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月11日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月11日

3 移動対象区域

天理市田部町510番地23先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月11日から平成29年12月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月12日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月12日から平成29年12月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月13日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月13日から平成29年12月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月16日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月16日から平成29年12月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月18日揭示済)

天理市告示第384号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月18日揭示済)

天理市告示第385号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成29年10月18日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成29年10月17日

保護場所 天理市兵庫町

種類 柴

性別 雄

毛色 黒

体格 中

首輪 有（しろ色）

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（Tel51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

（平成29年10月18日揭示済）

天理市告示第386号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月18日から平成29年12月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成29年10月19日揭示済）

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月19日から平成29年12月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月20日 掲示済)

天理市告示第388号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月20日から平成29年12月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月23日 掲示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月23日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月23日から平成29年12月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月24日 掲示済)

天理市告示第390号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月24日揭示済)

天理市告示第391号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月24日から平成29年12月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月25日揭示済)

天理市告示第392号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月25日揭示済)

天理市告示第393号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月25日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月25日から平成29年12月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月25日揭示済)

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月25日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町28番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月25日から平成29年12月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月26日揭示済)

天理市告示第395号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月26日から平成29年12月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月27日揭示済)

天理市告示第396号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月27日から平成29年12月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月30日揭示済)

天理市告示第397号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月30日から平成29年12月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月31日揭示済)

天理市告示第398号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年10月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月31日から平成30年1月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月31日揭示済)

天理市告示第399号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月31日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町450番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月31日から平成30年1月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月1日揭示済)

天理市告示第400号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成27年3月天理市告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第12条、第14条関係)

(表)

精神障害者医療費受給資格証 交付(更新)申請書			
対象者	ふりがな 氏名	男 女	居住地 (住所)
	生年月日	年 月 日	個人番号
配偶者	氏名	住所	
扶養義務者	氏名	住所	
	対象者との続柄		

所得状況	対象者	配偶者	①扶養義務者
②控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者)の合計数)	(人)	(人)	(人)
③所得額	円	円	円
④控除	雑損	円	円
	医療費	円	円
	社会保険料	円	※ 円
	小規模企業共済等掛金	円	円
	配偶者特別	円	円
	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円
	障害者・特別障害者・寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	障・特障・寡婦(夫)・寡特・勤 ※ 円	障・特障・勤 ※ 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円
※控除後の所得額	円	円	円
⑤加入医療保険	被保険者氏名	対象者との続柄	住所
	保険種別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)・船・共	本人 被保険者証の記号番号
	保険者番号及び名称		
⑥交付申請事由	1 精神障害者になったため 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため 4 その他() (交付事由発生年月日) 年 月 日		
※審査	認定・却下		
上記のとおり精神障害者医療費受給資格証の交付を申請します。			
年 月 日		申請者	住所
			氏名
天理市長 様			電話

- (注) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

(裏)
同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うことに同意します。

記

申請者	氏名	
	生年月日	
	住所	
配偶者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	

平成29年11月10日 金曜日

天理市公報

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第24条、第26条関係) (表)

精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) 認定 (更新) 申請書

対象者	後期高齢者医療被保険者番号					氏 名	
	後期高齢者医療被保険者番号					生 年 月 日	年 月 日
						個 人 番 号	

所 得 状 況	① 助成対象者	② 配偶者及び扶養義務者		
氏 名				
③ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 (対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者) の合計数)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
④ 所 得 額	円	円	円	円
⑤ 金 品 等 の 額	円	円	円	円
⑥ 控 除				
雑 損	円	円	円	円
医 療 費	円	円	円	円
社 会 保 険 料	円	※	円	※
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	円	円	円
配 偶 者 特 別	円	円	円	円
障害者 (特別障害者を除く。) である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※	円	※	円
特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※	円	※	円
障害者・特別障害者・寡婦 (夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	※	円	※	円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	円
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	円

⑦ 申 請 事 由	1 精神障害者になったため 2 転入してきたため 3 後期高齢者医療制度に加入したため 4 その他 () (事由発生年月日) 年 月 日
※ 審 査	認 定 ・ 却 下

上記のとおり精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) の認定を申請します。

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 () ㊟

※欄は、記入する必要はありません。

(裏)
同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うことに同意します。

記

申請者	氏名	
	生年月日	
	住所	
配偶者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成29年11月1日揭示済)

天理市告示第401号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年11月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年11月1日から平成30年1月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月1日揭示済)

天理市告示第402号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成29年10月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年11月1日から平成30年4月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年11月2日揭示済)

天理市告示第403号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年11月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年11月2日から平成30年1月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成29年10月12日揭示済)

天理市公告第35号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年10月12日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市立総合体育館拠点整備第一次工事
- (2) 工事場所 天理市 西長柄町
- (3) 工事概要 総合体育館拠点整備第一次工事
主競技場整備工事 1.0式
(アリーナ床下補強、既存床・コートラインの部分補修、コートライン新設、壁防護マット新設)
アリーナ棟防水改修工事 1.0式
(東西外壁補修及び塗装工事、東西窓枠等シール打替工事、庇防水工事、メインアリーナ屋上天窓シール打替工事)
- (4) 工 期 平成30年3月30日まで
- (5) 予定価格 47,649,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 42,884,640円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの。）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において建築工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出

した者であること。

⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。

⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

① 別表2の資格を有する者。

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

(4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 京成設計

住 所 奈良市法蓮町428番地の1 ルミエール新大宮301

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到 着 期 限 日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
(2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立総合体育館拠点整備第一次工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年10月12日（木）から 平成29年10月23日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年10月12日（木）から 平成29年10月23日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年10月25日（水）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年11月1日（水） 発送
質問書への回答日	平成29年11月1日（水） 発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年11月7日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年11月10日（金） 発送
入札書到着期限日	平成29年11月14日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成29年11月15日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年11月15日（水） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成29年11月1日掲示済）

天理市公告第36号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路改良工事 別所丹波市線（H28）及び道路改良工事 別所丹波市線（H29）
- (2) 工事場所 天理市 豊田町 地内
- (3) 工事概要 道路改良工事 別所丹波市線（H28）
 施工延長 L=110.0m
 土工 N=1式
 土砂等運搬 V=4110.0m³
 道路改良工事 別所丹波市線（H29）
 施工延長 L=110.0m

- | | | |
|--|-------|--------------------------|
| | 土工 | N = 1 式 |
| | 土砂等運搬 | V = 7430.0m ³ |
| | 枠内吹付工 | A = 821.0m ² |
| | 鉄筋挿入工 | L = 2109.0m |
| | 側溝工 | L = 207.0m |
| | 伐竹除根工 | A = 2540.0m ² |
| | 丸太筋工 | N = 45段 |
- (4) 工 期 道路改良工事 別所丹波市線 (H28) 平成30年2月28日まで
道路改良工事 別所丹波市線 (H29) 平成30年3月23日まで
- (5) 予定価格 114,552,360円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 102,976,920円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
① 道路改良工事 別所丹波市線 (H28)
② 道路改良工事 別所丹波市線 (H29)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は、総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けな

なければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は第1（7）①及び②の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

平成29年11月10日 金曜日

天理市公報

電話番号 0743-63-1001 内線 332
第13 その他
詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

道路改良工事 別所丹波市線（H28）及び道路改良工事 別所丹波市線（H29）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年11月10日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年11月16日（木）発送
質問書への回答日	平成29年11月16日（木）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年11月20日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年11月22日（水）発送
入札書到着期限日	平成29年11月27日（月）
開札の日時	平成29年11月28日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年11月28日（火） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年11月1日揭示済）

天理市公告第37号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 周遊観光関連駐車場整備工事
- (2) 工事場所 天理市 杣之内町地内
- (3) 工事概要

駐車場整備	A = 7938㎡
樹木植栽	N = 2193本
擁壁工	L = 54m
側溝工	L = 45.8m
管渠工	L = 49m
集水桝	N = 12箇所
1号マンホール	N = 1箇所
調整池設置	V = 64㎡
防護柵	L = 18.2m
舗装工	A = 6426㎡
区画線工	L = 2199m
- (4) 工 期 平成30年3月23日まで
- (5) 予定価格 72,675,360円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 65,090,520円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げ

る条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA1等級及びA等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合監理技術部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連があるものでないこと。

名 称 天理技研 株式会社
住 所 天理市田井庄町569番地の1

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便㈱ 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

周遊観光関連駐車場整備工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年11月10日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年11月16日（木）発送
質問書への回答日	平成29年11月16日（木）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年11月20日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年11月22日（水）発送
入札書到着期限日	平成29年11月28日（火）
開札の日時	平成29年11月29日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年11月29日（水） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする

（平成29年11月1日揭示済）

天理市公告第38号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年11月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

農業委員会

（平成29年10月30日揭示済）

天農委告示第11号

平成29年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年10月30日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
 議案第2号 農地法第4条に関する申請について
 議案第3号 農地法第5条に関する申請について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
 議案第5号 農用地利用配分計画案について
 議案第6号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成29年10月9日揭示済）

天選告示第37号

平成29年10月9日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する

選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成29年10月9日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,087人
6分の1の数 9,051人
3分の1の数 18,101人

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第38号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
における本市の各投票区の投票所は、次の場所
に設ける。
平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第39号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
につき、期日前投票所の場所を次のように定め
る。
平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室	10月11日～ 10月21日	午前8時30分～ 午後8時00分
天理大学期日前投票所	天理市杣之内町1050番地 ふるさと会館1階 会議室	10月13日	午前12時00分～ 午後5時00分
天理駅南団体待合所期日前投票所	天理市川原城町803番地 天理駅南団体待合所	10月16日	午前10時00分～ 午後7時00分

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第40号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日
時に行う。
平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分から

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第41号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所5階 533A会議室
- 2 日時 平成29年10月10日 午後5時15分

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第42号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、

開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 小選挙区選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 5階 533A会議室
日時 平成29年10月19日 午後5時15分
- 2 比例代表選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 5階 533A会議室
日時 平成29年10月19日 午後5時25分

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第43号

平成29年10月22日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市における開票管理者及びその職務
を代理すべき者を次のように選任した。

平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市樺本町 1504番地1	堀内靖介	天理市勾田町 222番地9	西辻健一

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第44号

平成29年10月22日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市における各投票区の投票所の投票
管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第45号

平成29年10月22日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 における天理市内に設置する各期日前投票所の
投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年10月10日揭示済)

天選告示第46号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選
挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月天理市条例第10号)第2条の規定により設
置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成29年10月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

公営企業

(平成29年10月19日揭示済)

天理市上下水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成29年10月19日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成29年10月19日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者
商号 (株)浦岡設備技研
代表者 浦岡 英夫
住所 奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地

(平成29年10月31日掲示済)

天理市上下水道局告示第6号
天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成29年10月30日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成29年10月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者
商号 高井設備工業
代表者 高井 英章
住所 奈良県大和郡山市北郡山町182-24

(平成29年10月31日掲示済)

天理市上下水道局公告第37号
一般競争入札について
建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。
平成29年10月31日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 $\phi 300\sim 75\text{mm}$ 配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市布留町・三島町地内
- (3) 工事概要 仮設管布設工

$\phi 200\sim 75\text{mm}$ 仮設管	L = 250.4m
本設管布設工	
$\phi 300\text{mmDIP (GX)}$	L = 149.9m
$\phi 100\text{mmDIP (GX) \cdot PE}$	L = 3.0m
$\phi 75\text{mmPE}$	L = 75.7m
給水管布設工	
給水装置	10箇所
付帯工	一式
- (4) 工期 平成30年3月15日まで
- (5) 予定価格 35,272,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負代金の額が3千5百万円以上となった場合は、専任で配置できること。
- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 大阪水道工業会研究所 奈良支社
所在地 奈良県奈良市富雄元町1-3-29

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
 - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等
質疑の有無にかかわらず提出すること。
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
 - ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
 - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
 - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
 - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便

入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務経営課 行

- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
 - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
 - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
 - ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

φ300～75mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年11月1日（水）から 平成29年11月10日（金）まで
質問書の提出期限日	平成29年11月14日（火）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成29年11月16日（木）
質問書への回答日	平成29年11月16日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成29年11月20日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成29年11月22日（水）
入札書提出期限日	平成29年11月28日（火）
開札の日時	平成29年11月29日（水）午前9時
くじを行う場合の日時	平成29年11月29日（水）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。